

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人立石会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年1月14日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- (1) 理事会の運営について、法令及び内部規程に基づき適切に行うこと。
- (2) 積立金の取扱いについて、会計省令その他の基準に基づき適切に行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 令和3年5月28日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>ついては、監事は理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">(法第43条第3項により準用する 一般法人法第72条第1項)</p>	<p>今後は同意書を得て、同意の事実を残すようにする。</p>
<p>2 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況についての報告（以下「業務執行報告」という。）を理事会に行わなければならないにもかかわらず、令和2年度は業務執行報告が全く行われていなかった。</p> <p>ついては、理事長は、理事会に対し適切に業務執行報告を行うこと。</p> <p>なお、業務執行報告は、理事会への報告の省略によることはできず、理事会を開催の上報告しなければならないので留意すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の14第9項により準用する 一般法人法第98条) (法第45条の16第3項) (定款第17条第3項)</p>	<p>理事長の業務執行報告については、理事会において報告していたが議事録に詳細に記載してなかった。</p> <p>今後は議事録の作成を詳細かつ適正に行う。</p>
<p>3 事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるところ、第二ケアハウスみどり園拠点区分において、当期末繰越活動増減差額(△3,686,369円)にその他の積立金取崩額(1,750,000円)</p>	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延により、当初計画していた修繕や設備の更新等が未実施となった。しかし、資金収支計算書の当期末支払資金残高を運営費収入の30%以下にするためには施設整備等</p>

	<p>を加算した額に余剰が生じていないにもかかわらず、積立金が積み立てられていた(5,400,000円)。</p> <p>これは、社会福祉充実計画に基づく施設修繕等が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い計画どおりに実施できなかったことにより、その他の積立金取崩額が減少したにもかかわらず、資金収支計算書の当期末支払資金残高を当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすべきことへの対応によるものと推察される。</p> <p>ついでには、積立金を積み立てられる場合は上記であることが原則であることに留意し、積立金の積立てができない場合は、積立金の積立以外の方法で当期末支払資金残高の調整を行うこと。</p> <p>(会計省令第6条第3項)(運用上の取扱い19) (留意事項19)(運営費運用通知4)</p>	<p>積立金を積み立てるしか方法がなかった。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症の終息の目途はたっていない状況であり計画どおりの修繕等は実施できないと思われるが、余剰資金とならないようにする。</p>
4	<p>月次試算表について、理事長への報告が遅延している月があった。</p> <p>ついでには、会計責任者は拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月25日までに統括会計責任者に提出するとともに、統括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、同日までに理事長に報告すること。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の口頭指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第32条第1項)</p>	<p>今後は遅延しないようにする。</p>